くらしの安全 〜台風第19号による災害対応〜

記 者 発 表 資 料 令和元年11月20日

建設部道路課 大利根総合支所農政建設課

市道大 2129 号線(稲荷木排水路隣接)道路陥没及び法面崩落の復旧

■ 被害の状況及び経緯

台風 19 号の豪雨による滞水や稲荷木落排水路の水位増加等により、大利根地域北下新井地内の稲荷木落排水路に隣接する市道大 2129 号線の道路面が陥没し、法面が崩落する被害が発生しました。

10 月 12~13 日 台風 19 号上陸

25日 隣地住民の通報により変状発見(道路亀裂)

28日 陥没発生、併せてのり面の崩落も始まる

11月2日 応急措置としてブルーシートで崩落範囲を覆う

2日~ 経過観察中(その後の大きな変状は見られない)

■ 災害復旧事業

国は、今回の台風 19 号による被害を「激甚災害指定」したため、復旧工事等に係る費用に対して、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、国庫補助等を受けることができます(現在、県に申請中)。

 【財源内訳】
 100%起債充当

 国の補助 2/3+10~20%
 起債の内 95%を

 (国費 76. 6~86. 6%)
 交付税措置

■ 補正予算額

災害復旧事業費

歳入 10.746千円(補助対象事業費の76.6%)

歳出 14.240千円

· 補助対象事業費 14,030千円

工事雑費 210千円

※原形復旧(大型土のう据付、法面修復)